

(1) 不登校に関する基本的な考え方

「不登校」に対する偏見や理解不足が原因の不適切な発言や対応が、不登校の要因になることや学校への復帰を妨げることがあります。教職員一人一人が、不登校に関する基本的な考え方を理解することが重要です。

基本的な考え方

教育機会確保法*の内容を
踏まえたポイントです

*平成28年に成立した不登校児童生徒等
に対する教育機会の確保を目的とした法律



目指すのは
「社会的自立」

1. 社会的に自立することを目指す

- ・ 支援の目標は、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような社会的自立を果たすことです。
- ・ 学校に登校するという結果のみを目標とはしません。児童生徒が自分の進路を主体的に考えられるようにすることを後押しします。

おおきな役割を
担うのが
「学校教育」

2. 学校教育の役割は極めて大きい

- ・ 学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会で役立つ生きる力を養う場です。
- ・ 学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図ること、既存の学校教育になじめない児童生徒がいれば、なじめない要因の解消に努めることが必要です。

誰にでも起こり
得るのが
「不登校」

3. 不登校は問題行動ではない

- ・ 不登校の要因は様々。誰にでも起こり得るのが不登校です。不登校は甘えでも怠けでもありません。分かっているけど動けないというのが、不登校の児童生徒の心の状況です。
- ・ 不登校の時期が、休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつこともあります。

必要なのは
「学びの保障」

4. 一人一人に合った支援をする

- ・ 一方、学業の遅れや進路選択上の課題等があることに留意して適切な支援を行います。
- ・ 必要な支援は一人一人様々であり、またその時々で変わります。
- ・ 学校への復帰を望む児童生徒もいれば、教育支援センターなど学校外の学びの場を活用するのがよい児童生徒もいます。学校だけで抱え込まず、公共機関や民間機関とも連携します。